

令和 7 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

年間販売目標電力量

岩 洞 発 電 所	113,801,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	116,712,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	67,654,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	56,504,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,596,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	37,093,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	3,251,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,525,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	6,912,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	5,661,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	10,604,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	330,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	12,278,000 キロワットアワー
相 去 太 陽 光 発 電 所	1,514,000 キロワットアワー
高 森 高 原 風 力 発 電 所	52,260,000 キロワットアワー
築 川 発 電 所	10,470,000 キロワットアワー

計

517,165,000 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電 気 事 業 収 益	9,272,959 千円
第1項 営 業 収 益	7,686,823 千円
第2項 附 帯 事 業 収 益	1,428,174 千円
第3項 財 務 収 益	86,350 千円
第4項 事 業 外 収 益	71,612 千円

支 出

第1款 電 気 事 業 費 用	7,646,671 千円
第1項 営 業 費 用	6,505,763 千円
第2項 附 帯 事 業 費 用	1,080,324 千円
第3項 財 務 費 用	8,255 千円
第4項 事 業 外 費 用	47,329 千円
第5項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額（資金運用に係る投資 301,570 千円を除く。）に対し不足する額 5,797,058 千円は、過年度分損益勘定留保資金 2,015,264 千円、減債積立金 425,603 千円、建設改良積立金 2,225,853 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 30,000 千円、震災復興・ふるさと振興パワー積立金 678,000 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 422,338 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	5,416 千円
第1項 負 担 金	5,416 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	6,104,044 千円
第1項 改 良 費	4,663,871 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	425,603 千円
第3項 投 資	301,570 千円
第4項 繰 出 金	708,000 千円
第5項 予 備 費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
胆沢第二発電所発電所建屋増築工事	令和7年度から令和9年度まで	516,000 千円
胆沢第二発電所水圧鉄管更新工事	令和7年度から令和8年度まで	196,000 千円
胆沢第二発電所発電所建屋電気設備撤去工事	令和7年度から令和8年度まで	13,000 千円
岩洞第一発電所岩洞堰堤管理事務所建替工事	令和7年度から令和8年度まで	107,000 千円
岩洞第一発電所岩洞堰堤監視カメラ及び気象観測装置他更新工事	令和7年度から令和8年度まで	167,000 千円
仙人発電所遠方監視制御装置子局更新工事	令和7年度から令和9年度まで	360,000 千円
仙人発電所シリンドーゲート点検補修工事	令和7年度から令和8年度まで	71,000 千円
北ノ又発電所水車発電機分解点検補修及び発電機コイル更新他工事	令和7年度から令和10年度まで	1,645,000 千円
施設総合管理所集中監視制御システム改修工事	令和7年度から令和8年度まで	62,000 千円
松川発電所ゴム引布製起	令和7年度から令和8年度まで	26,000 千円

伏堰操作盤他更新工事

胆沢第四発電所水車軸受
修繕工事

令和 7 年度から令和 8 年度まで

27,000 千円

胆沢第四発電所水車発電
機据付工事

令和 7 年度から令和 8 年度まで

4,000 千円

胆沢第三発電所遠方監視
制御装置子局更新工事

令和 7 年度から令和 9 年度まで

144,000 千円

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と附帯事業費用

(2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

1,279,738 千円

(2) 交 際 費

264 千円

令和 7 年 2 月 14 日提出

岩手県知事 達 増 拓 也